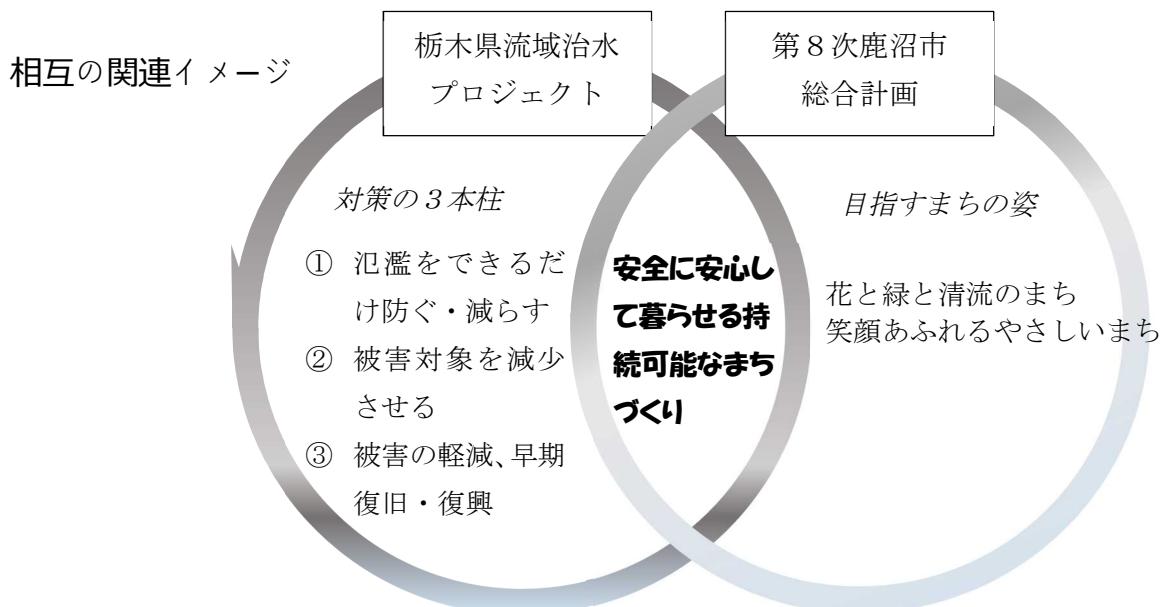
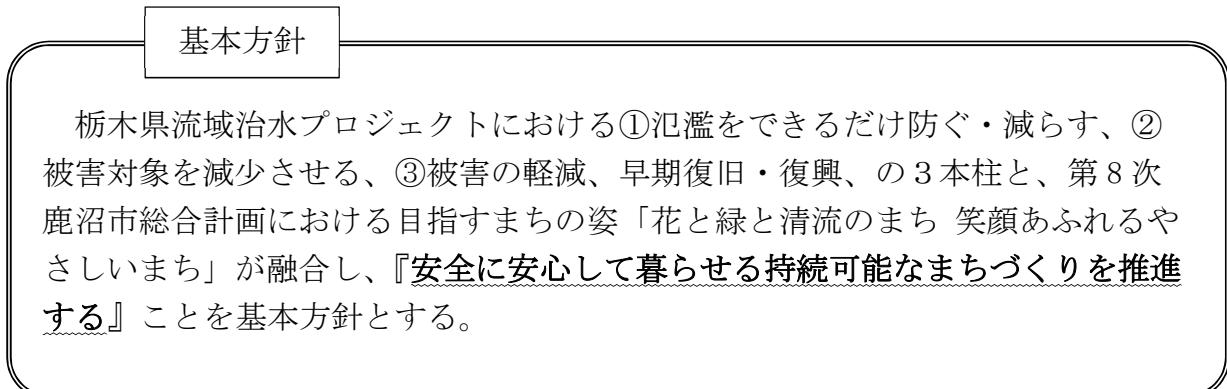


第1回鹿沼市総合治水対策協議会（R4.3.25）での決定 事項について

1. 鹿沼市総合治水対策に関する基本方針



2. 今後の進め方

鹿沼市総合治水対策の推進にあたっては、規約第3条に規定されている事項を実施するとともに、令和4年度は以下の事項について協議・調整を進める。

- 過去の災害等を踏まえ、重点的かつ総合的に治水対策を実施すべき地区を抽出し、課題解決策の検討。
- ハードとソフトが相互に連携・連動した治水対策の実施。

鹿沼市総合治水対策協議会規約（抜粋）

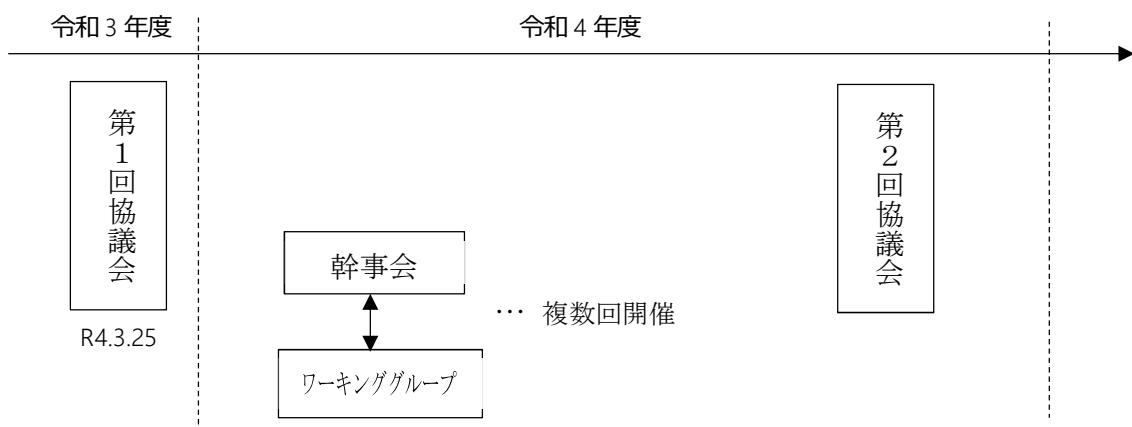
（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 総合的な治水対策に関する基本方針の策定及び共有
- (2) 栃木県流域治水プロジェクトに基づく対策の実施状況の確認及びフォローアップ
- (3) 治水上の課題等に関する情報共有と課題解決のための協議・調整
- (4) その他本協議会の目的達成に必要な事項

以上が、第1回協議会での決定事項である。これらを踏まえ、今後の具体的な進め方を以下のとおりとしたい。

進め方のイメージ



具体的な進め方

- イ) 幹事会では、①過去の災害等を踏まえた重点的かつ総合的な治水対策実施地区の抽出と課題解決策検討、②ハードとソフトが相互に連携・連動した治水対策の二点について、対策等の大枠や基本的事項について協議する。
- ロ) 幹事会での結果を踏まえ、ワーキンググループにおいては、治水対策等に関する具体的な内容の協議や検討を行う。
- ハ) 幹事会、ワーキンググループで協議・検討した事項について、その結果を取りまとめたうえで、第2回協議会に諮り決定する。